七宗町薪割り機購入補助金交付要綱

　（趣旨）

第１条　この要綱は、脱炭素社会の実現に向けた地球温暖化対策の推進、森

林整備による森林の多面的機能の向上及び未利用材等の積極的な活用による木材の利用促進を図るため、薪ストーブや薪ボイラーなどの燃料となる木材等を割るための薪割り機を購入する者に対して、予算の範囲内において補助金を交付することとし、その交付については、七宗町補助金交付規則（昭和４８年規則第１号）及びこの要綱に定めるところによる。

　（補助金の交付対象者）

第２条　補助金の交付対象者は、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

（１）町内に住所を有する者又は事業所を有する者で、自家用で利用するも

のであること。

（２）町税及び水道料金等の納入金を滞納していないこと。

（３）過去にこの補助金を受けていないこと。

　（補助対象経費）

第３条　補助金の対象となる経費は、未使用品の薪割り機の購入（本体・付属

品購入費）に要する費用とする。

　（補助金の額）

第４条　補助金の額は、補助対象経費の総額の２分の１以内の額（1,000円

未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額。）とする。ただし、１台につき５万円を限度する。

（補助金の交付申請）

第５条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、七宗町薪割り機購入補助金交付申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて町長に申請するものとする。

（１）支払い額がわかる書類の写し（領収書等）

（２）購入した機器の内容がわかる書類の写し（カタログ、仕様書、保証書、写真等）

（３）機器設置箇所の位置図及び写真

（４）その他町長が必要と認める書類

（補助金の交付決定及び確定）

第６条　町長は、前条の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査

し、適当と認めたときは、七宗町薪割り機購入補助金交付決定通知書兼額

確定通知書（様式第２号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の請求及び支払）

第７条　前条の規定による通知を受けた補助対象者は、速やかに七宗町薪割り機購入補助金交付請求書（様式第３号）を町長に提出しなければならない。

２　町長は、前項の請求書を受理したときは、補助金を交付するものとする。

（処分の制限）

第８条　補助対象者は、補助対象設備を取得した日から起算して６年を経過する日までの間、町長の承認を受けないで、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

（補助金の返還）

第９条　町長は、補助対象者がこの要綱の規定に違反し、又は虚偽の申請その他不正な行為で補助金の交付を受けたときは、補助金の交付決定を取り

消し、既に交付した補助金があるときは、当該補助金の全部又は一部を返

還させることができる。

（調査等の協力）

第１０条　町長は、補助事業の適正な執行のため、補助対象者に対し、薪割

り機の利用状況等に関する情報の提供を求めることができる。

（その他）

第１１条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定め

る。

附　則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。